

2007年(平成19年)8月23日

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府環境政策室気付

再生土問題に関する検証委員会

委員長 水野武夫様

〒610-0101

城陽市平川広田22番地の8

ライフアカデミー館1階

NPO法人環境ヒューマンネ

ットワーク城南

代表理事

意見書

NPO法人環境ヒューマンネットワーク城南

南は、平成14年3月に持続可能な循環社会

を形成するため環境保全に係る施策制度を調

査研究し、地域環境の保全に寄与する事を目

的として設立した特定非営利活動法人の団体
です。主な活動内容は、ゴミの不法投棄に関
する実態調査をはじめとし、動植物の生態調
査や観光デザイン、自然エネルギー等をワー
キンググループ方式で活動運営しています。

行政には意見書提言等を、議会に対しては請
願等をし、他の団体とも連携しています。

今回の再生土に関する対応措置につき以下
の意見表明を行います。

1. 再生土搬入の経緯と実態

「再生土」とは、京田辺市茂ヶ谷の産業廃
棄物不法投棄事件で逮捕起訴された（株）日
本興産の商品名で、固化処理不十分な建設汚
泥を京都府京田辺市茂ヶ谷163番2等に、
平成16年3月23日頃から同年6月16日
頃までの間、多数回に渡って合計1288台
分を同所に投棄して埋め立て、以て妄りに廃
棄物を捨てたとして逮捕起訴された件に関し
平成19年4月17日京都地裁で元会長に懲
役2年、会社3千万円の罰金刑が下された。

公判中「これと同じ物を城陽山砂利跡地へ搬入したがなんら問題視されていない」と主張したため、これが発端となって発覚したのが今日検証されている「再生土」問題です。

2. 城陽市における搬入事実経過

城陽市の山砂利採取跡地には、平成16年3月頃から平成17年5月頃にかけて10トンダンプ16322台分の再生土が(株)日本興産から五事業者の跡地に搬入され調整池の築堤工事に使用された中の三事業者に、平成16年4月から同年6月迄に搬入された3千台分を産廃と認定したものです。これらの事実は、京都府が廃掃法に基づく立入調査の結果、搬入台数を確定したものです。前者、京田辺市の件に関しては、「再生土」を汚泥及び固化処理不十分なその処理物の混合物「廃棄物」と認定し京都地裁は有罪を下している。

3. 視点

① 京田辺事件での京都地裁での争点及び事実経過、判決は、尊重されるべきものです。

府の行政判断である3千台分は産廃であるとの認定は踏襲されるべきです。

② 地方分権時代を迎え、地方自治の統治力が問われています。

③ 城陽市のまちづくりの根幹に係る問題であり、対応処理如何によっては、将来にわたって重大な影響を及ぼす問題です。

④ 山砂利採取跡地の整備事業は、行政施策と密接不可分の関係にあります。

⑤ 山砂利採取跡地は、産業廃棄物処理施設ではなく、産廃の最終処分地でも中間処理施設でもない場所です。「覆土」方策は、山砂利採取跡地の産業廃棄物の最終処分地としての実質容認につながり、投棄・埋立の新たな誘因の根拠理由を与えることとなります。

⑥ (株)サンガタウン城陽のグラウンド整備の下地材として使用されたが、府・市の指導で全面撤去されている。

⑦ 城陽市議会で平成18年6月20日、再生

土の撤去を関係者に求める決議案が全会一致で可決されている。

4. 対応措置

組織諸関係団体、府、市、整備公社、組合はそれぞれの立場で組織としての運営・監督・指導の役割を担い、業務が今日まで遂行されてきた。

本件城陽の山砂利採取跡地の再生土問題は民間人、個人間の問題ではなく、組織としての問題である。行政施策と直接関わる密接不可分な事業であり、行政の指導・監督の下に行われたもので、その結果責任は極めて重いものがある。府認定の3千台分の「再生土」廃棄物はゴミであることは明白であります。

したがって、3千台分は全面撤去すべきものであり、認定外13322台分については「覆土」ではなく再生土その物を土壤改良しアルカリ性を中和する措置を講じるべきです。組織的不作為によってもたらされた不法行為であるから、撤去及び土壤改良措置にかかる

費用は、すべて京都府・城陽市・（財）山砂
利整備公社・近畿砂利協同組合の協働連帯責
任としてあたるべきです。以上